

平成19年3月9日

衆議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣
参議院議長 総務大臣 　　あて

静岡県議会議長 芦川 清司

ウイルス性肝炎対策の推進に関する意見書

我が国の肝炎ウイルスキャリアは、現在、B型、C型合わせて220万人から340万人程度存在すると推定されている。B型及びC型肝炎ウイルスは主に血液を介して感染し、予防接種時の注射器の連続使用、輸血、血液製剤の投与などによるものと言われている。

こうした中、集団予防接種によるB型肝炎の感染については、昨年6月の最高裁判決により国の行政責任が認定されたところである。

また、C型肝炎については、血液製剤の投与による患者等が国や製薬会社に損害賠償を求める訴訟が係争中である。

現在、国は肝炎ウイルスの検査体制を整備するなどの対策に取り組んでいるが、B型及びC型肝炎は慢性肝炎から肝硬変、肝臓がんに進行する可能性があることから、早期発見、適切な患者管理に向け、さらなるウイルス性肝炎対策の充実を図る必要がある。

よって国においては、ウイルス性肝炎対策の一層の推進と患者・感染者の早期救済を図るため下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 追跡調査により感染実態を究明するとともに、感染検査や感染者の早期治療の促進策を講ずること。
- 2 肝炎ウイルス検査体制の拡充と検査費用の軽減措置を講ずること。
- 3 ウイルス性肝炎の治療体制の整備と治療費の軽減措置を講ずること。
- 4 ウイルス性肝炎についての正しい知識を一層啓発し、患者・感染者に対する偏見・差別を一掃すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。